

○農林水産省告示第九百五号

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則（平成十一年農林水産省令第七十四号）第三条の農林水産大臣が定める目標年度は、令和十二年度とし、公布の日から施行する。

なお、平成二十七年四月二十七日農林水産省告示第九百七十二号（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則第三条第一項の農林水産大臣が定める目標年度を定めた件）は、令和二年四月二十九日限り廃止する。

令和二年四月三十日

農林水産大臣 江藤 拓